

令和5年9月12日

第3回定例会議案

(別冊4)

厚真町議会

意見書案第1号

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、厚真町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年9月12日提出

提出者	厚真町議会議員	伊藤富志夫
賛成者	同 上	澤口千里
	同 上	三國和江
	同 上	秋永徹
	同 上	菅原文子

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

一たび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点からまた基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

日本の再審制度の建付は「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際にそれを受けておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっています。

多くの再審事件で一段階目の請求手続きのほうで、検察は頑として認めず、裁判所再審開始決定に対して不服申し立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実態的真実のために、法的安定性を犠牲にする非常救済手続きですが法的安定性を強調するあまり再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を開ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視し、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は、刑事訴訟法に規定はありますが、条文数19条のみで、きわめて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用に全て委ねられているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は2つあります。1つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。国民の財産であるすべての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう1つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）です。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即刻抗告、特別抗告をおこなうことは許されません。

下記の通り再審法制の改正を行うよう強く求めます。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）がいたずらに行われることのないよう制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月12日

厚真町議会議長 渡部 孝樹

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

意見書案第2号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、厚真町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年9月12日提出

提出者	厚真町議会議員	橋本豊
賛成者	同 上	折坂泰宏
	同 上	吉岡茂樹
	同 上	高田芳和
	同 上	寺坂康生

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
 - 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
 - 3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月12日

厚真町議会議長 渡部孝樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

意見書案第 3 号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、厚真町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 9 月 12 日提出

提出者	厚真町議会議員	橋 本 豊
賛成者	同 上	折 坂 泰 宏
	同 上	吉 岡 茂 樹
	同 上	高 田 芳 和
	同 上	寺 坂 康 生

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、簡易水道、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 3 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
- 4 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 5 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 6 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月12日

厚真町議会議員 渡部 孝樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣